

会議案第1号

平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

「平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

令和8年3月17日 提出

提出者

議会運営委員会委員長 数田 俊樹

平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

平塚市議会委員会条例（平成3年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員は」の次に「、予算決算常任委員会の委員のほか」を加え、「常任委員」を「常任委員会の委員」に改め、同条第2項の表に次のように加える。

予算決算常任委員会 26人

（1） 予算及び決算に関する事項

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了に伴う常任委員の選任は、その任期満了の日前30日以内に行うことができる。この場合において、その選任前の常任委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、その選任の日までとする。

第8条第4項中「第3条（常任委員の任期）第2項」を「第3条（常任委員の任期）第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。